

(案)

閣郵委第※号の1
平成19年※月※日

金融庁長官
佐藤 隆文 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について（意見）

平成19年9月3日付け金総第2065号・総郵貯第161号の1をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令については、平成19年9月6日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。

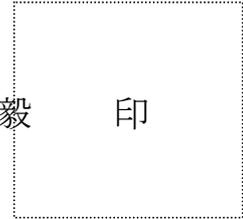
(案)

閣郵委第※号の2
平成19年※月※日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について（意見）

平成19年6月3日付け金総第2065号・総郵貯第161号の1をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令については、平成19年9月6日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。